

議案第15号

二宮町情報公開条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

情報公開審査会及び個人情報保護審査会のあり方を見直し、一つの審査会として設置するため、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町情報公開条例の一部を改正する条例

二宮町情報公開条例（平成21年二宮町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第17条の見出し中「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
（特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正）
- 2 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例（昭和31年二宮町条例第60号）の一部を次のように改正する。  
別表第1 情報公開審査会委員の項を削る。

(議案第15号) 二宮町情報公開条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(審査会への諮問等)</p> <p>第14条 実施機関は、第12条の規定による審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、二宮町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その議を経て、当該審査請求についての裁決をしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(審査会への諮問等)</p> <p>第14条 実施機関は、第12条の規定による審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、二宮町情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その議を経て、当該審査請求についての裁決をしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(情報公開・個人情報保護審査会)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(情報公開審査会)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

(議案第15号) 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1			別表第1		
職名		報酬額	職名		報酬額
(略)			(略)		
ごみ減量化推進協議会委員		〃 6,200円	ごみ減量化推進協議会委員		〃 6,200円
個人情報保護審査会委員	専門委員	〃 10,000円	情報公開審査会委員	専門委員	〃 10,000円
	一般委員	〃 6,200円		一般委員	〃 6,200円
(略)			個人情報保護審査会委員		
			個人情報保護審査会委員	専門委員	〃 10,000円
				一般委員	〃 6,200円
			(略)		